

## 2 月定例教育委員会会議録

### 公開案件

開催日時	令和 8 年 2 月 17 日（火） 午前 10 時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下 1 階 B 1 会議室	
出席者	委員	北谷教育長、柳澤委員、梅田委員、川村委員、新井委員 【計 5 人出席】
	事務局	小林課長補佐、荒谷
	理事者	垣見教育部長、保田子ども未来部長、若林教育部次長、牧野教育部次長、土田教育政策課長、徳岡教育総務課長、村上教育施設課長、引野教職員課長、西教員の働き方改革推進室長、服部地域教育課長、原田放課後児童育成課長、宮崎文化財課長、西村学校教育課長、大西教育 DX 推進課長、杉田いじめ防止生徒指導課長、高保健給食課長、中口教育支援課長、岡田特別支援教育推進課長、森西中央図書館長、清水一条高等学校事務長、松田子ども政策課長、譯田幼保こども園課長、先山医療政策課長
開催形態	公開（傍聴者なし）	
議 題	<p>1 教育長報告</p> <p style="margin-left: 20px;">教育長報告（1） 令和 7 年度 3 月補正予算要求額について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">非公開</span></p> <p style="margin-left: 20px;">教育長報告（2） 令和 8 年度予算要求額について<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">非公開</span></p> <p style="margin-left: 20px;">教育長報告（3） 市長専決処分の報告について</p> <p style="margin-left: 20px;">教育長報告（4） 奈良市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">非公開</span></p> <p>2 議案</p> <p style="margin-left: 20px;">議案第 30 号 令和 8 年度奈良市立学校の教材使用の承認について</p> <p style="margin-left: 20px;">議案第 31 号 済美幼稚園の土地、建物、工作物及び旧明治幼稚園の土地の用途廃止について</p> <p>3 その他報告事項</p> <p style="margin-left: 20px;">その他報告事項（1） 奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">非公開</span></p>	

	<p>4 協議事項 協議事項（１） 業務量管理・健康確保措置実施計画（働き方改革実施計画）について</p>
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告 教育長報告（１） 令和7年度3月補正予算要求額については、了承した。 教育長報告（２） 令和8年度予算要求額については、了承した。 教育長報告（３） 市長専決処分の報告については、了承した。 教育長報告（４） 奈良市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正については、了承した。</p> <p>2 議案 議案第30号 令和8年度奈良市立学校の教材使用の承認については、原案どおり可決した。 議案第31号 済美幼稚園の土地、建物、工作物及び旧明治幼稚園の土地の用途廃止については、原案どおり可決した。</p> <p>3 その他報告事項 その他報告事項（１） 奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始については、報告を受けた。</p> <p>4 協議事項 協議事項（１） 業務量管理・健康確保措置実施計画（働き方改革実施計画）については、協議した。</p>
担当課	教育政策課
<b>議事の内容</b>	
教 育 長	皆さんおはようございます。2月定例教育委員会を始めさせていただきます。
教 育 部 長	教育長。本日の協議事項の補助者として、教職員課教員の働き方改革推進室長を出席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。
教 育 長	結構です。西室長は入室してください。 まず、事務局より資料の説明をお願いします。

事務局	<p>資料につきましては、既にお配りしているとおりでございます。なお、その他報告事項（１）の資料については、会議終了後回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>本日の委員会は、委員全員が出席しており、委員会は成立します。ただいまから２月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、私と川村委員でお願いいたします。</p> <p>次に、会議録の確認を行います。梅田委員からは、２月１０日の事前説明の場において、既にご署名をいただいておりますので、ご報告いたします。ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の案件に入ります。本日の案件は、教育長報告４件、議案２件、その他報告事項１件、協議事項１件の計８件でございます。なお、先月使用承認した後援名義は１２件でしたので、ご報告申し上げます。</p> <p>本日の案件のうち、教育長報告（１）、（２）及び（４）は奈良市情報公開条例第７条第５号、その他報告事項（１）は奈良市情報公開条例第７条第２号に該当する事項が含まれているため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認めます。よって、教育長報告（１）、（２）及び（４）並びにその他報告事項（１）は、非公開といたします。なお、その他報告事項（１）は、関係理事者のみでの審議といたします。</p> <p>それでは公開の案件から始めます。教育長報告（３）「市長専決処分の報告について」、中央図書館長より説明願います。</p>
中央図書館長	<p>１ページは市長専決処分書、２ページ、３ページは、根拠となる法令でございます。この案件は、令和７年１２月９日午後２時５０分ごろ、奈良市青山４丁目地内におきまして、本市公用車の移動図書館車が月例の巡回訪問のため、青山集会所駐車場に停車しようと後退で進入した際に、公用車の左側後部がアコーディオン門扉の柱に接触して、変形したため、正常に閉まらなくなるという事故を生じさせました。そのため、地方自治法第１８０条第１項の規定に従い、市長専決処分により和解及び修繕対応をいたしましたので、同条第２項の規定により、奈良市議会に対してご報告するものでございます。</p> <p>損害賠償の額といたしましては、８万８,０００円でございます。過失割合については１００対０で、全面的な市側の過失でございます。この損害賠償金額は、全国市有物件災害共済会という、全国の市が相互共済事業を実施するために、共同で設立した公益法人を通して査定していただいております。この市長専決処分の報告案件につきましては、今月２７日からの３月</p>

議会に提出させていただく予定でございます。

ご説明は以上となります。よろしく願いいたします。

教 育 長

ありがとうございます。それではこの件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、ご意見がないようですので教育長報告(3)「市長専決処分の報告について」は、了承いたします。

続いて、議案の審議に移ります。議案第30号「令和8年度奈良市立学校の教材使用の承認について」、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

一条高等学校から教材使用の申請が出されております。申請がありますのは、外国語科の教科、英語のうち、エッセイライティングⅡ、時事英語、英語理解、そして普通科の教科、第二外国語において使用する教材でございます。これら4つの科目については、教科書目録搭載の検定教科書がございません。つきましては、奈良市立学校の管理運営に関する規則第41条の規定に基づき、検定教科書に代わる教材の承認をお願いするものでございます。奈良市立学校の管理運営に関する規則第41条につきましては、資料2ページにお示ししております。

資料1ページをご覧ください。申請されている5点の教材につきまして、順にご説明させていただきます。はじめに、エッセイライティングⅡについてでございます。この科目は英語を通じて、外国の事情や文化について理解を深めるとともに、異なる文化を持つ人々と積極的にコミュニケーションを図るための態度や能力の育成を目標とするもので、外国語科の3年生が使用いたします。申請のあった教材は、本年度のエッセイライティングⅡの授業において使用しており、書評や新聞記事などの実践的な英文が取り上げられています。内容の理解をより深めるために、写真や絵が効果的に配置されており、本文と内容について思考を深める設問が設置されております。そのため、生徒同士の意見交換へと発展させていきやすい構成となっています。各ユニットは英語の文法や語彙、口語表現を定着させるための会話活動も充実しているため、発話量が増え、実践的な表現活動に取り組むことができます。また、オンライン教材も充実しており、ライティングだけでなく、リスニングやスピーキング練習など4技能を複合的に用いるタスクが多く、より実践的に生徒に応じた取組を通して学ぶことができる教材であったため、来年度も継続して使用することを申請いたします。

次に時事英語についてでございます。この科目は、新聞やテレビ、情報通信ネットワークなど、様々なメディアにおいて用いられる英語を理解するとともに、必要な情報を選択し、活用する基礎的な能力を養うことを目標とするもので、外国語科の3年生が使用いたします。掲載されている英文は、教育や環境、防災、科学技術など、多様なジャンルの記事が収録さ

れており、興味関心を持って読み進めていきやすい題材が豊富に設定されており、また、音声データを各自でダウンロードすることができるため、自宅でリスニングの学習を自主的にすることも可能です。時事英語に親しみながら、4技能を複合的に伸ばすことができる教材であるため、使用を申請いたします。

続きまして、英語理解でございます。この科目では、英語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、情報や考えなどを的確に理解し、みずからの考えを深める能力を伸ばすことを目標としており、外国語科の3年生が使用いたします。申請のあった教材は英語についての理解を深め、高齢化社会や教育といったテーマの今日的な問題について、語彙や背景知識を身につけ、ディスカッション・プレゼンテーション活動に取り組むことができるように構成されています。聴き取りでは、ディスカッションやスピーチなどの長めの英文が収録されており、リスニング力だけでなく、ノートテイキングスキルを身につけるような工夫もあります。4技能の向上だけでなく、多様なスキルの育成に適しており、音声データもダウンロードやストリーミング視聴が可能な教材であるため、使用を申請いたします。

最後に、普通科では英語圏以外の言語や文化に触れることを通して、グローバルな視点を持つこと、また、広く世界を捉える感覚を養う機会の設定として、第二外国語科目として、英語以外の外国語学習をしております。現在、一条高等学校では、2年生において2言語の講座が開設されるため、専門の教材を使用いたします。

1点目は、フランス語の教材です。各ユニットで取り上げられる会話や読み物を楽しみながら、フランスの日常生活や文化への理解を深めるために、効果的なものです。ユニットの最後にある語彙や表現のコーナーは実用的なものが多く、活用しやすい工夫がされています。文法説明が複雑すぎず、端的にまとめられており、分かりやすいものとなっています。段階的に文法や文章の組み立て方、考え方が理解できる構成となっています。また、タスクも4技能を用いて活動することができるよう工夫された教材であるため、継続しての使用を申請しています。

2点目は、中国語の教材です。この教材は、各セクションで取り上げられている文法事項や語彙が精選されており、適度な文量となっております。また、生徒が想定しやすい具体的な設定の会話文は、親しみやすく内容を理解しやすいと考えます。実践的に会話活動ができるようなタスクも設けられており、実用的な会話力を身につけるのに適した教材であるため、使用を申請いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教 育 長

それでは、この件についてご意見、ご質問はいかがでしょうか。

柳澤委員	<p>一応学年が3年、2年と書いてあるんですけども、外国語科は今回の3年生が最終年度だと思います。再来年度の3年生については同じようなタイプの特別の教材を用いることはあるのでしょうか。3年時の普通科の生徒のカリキュラムの中で、本来の教科書以外のものを使うことがあるのか、ないのか。</p>
学校教育課長	<p>来年度の3年生につきましては、今言っていただきましたように最終学年ということで、この外国語科の教材を使用させていただけたらと考えているところでございます。</p> <p>普通科の3年生におきましては、現在のところ、例年ですと特別の教材申請は出てきておりません。今回は令和8年度の教材申請ということで出させていただいておりますので、令和9年度の教材の申請に当たって、また改めての検討があった場合には、申請させていただきます。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p>
柳澤委員	<p>3年生が、恐らく英語を通じて海外文化理解に関わる視点がある。それは本来、一条高等学校のArtsSTEM教育の中でいうと普通科でも当然持つ視点で、例えば理科に他の科目がつながって横断的な取組があるように、外国語単独でも、他教科との連携という点で、社会でいうと、世界を、というときに英語文化のスタンスでこういった流れができそうに思うので、再来年度教材等を工夫される時に、外国語固有の領域だけではなく横に広がるような発想も取り入れていただきたいと思います。</p>
教育長	<p>他にはございませんか。</p>
梅田委員	<p>今、柳澤委員がおっしゃったことと少し似た意見になりますけれども、この教材申請につきまして異議はございませんが、一条高等学校の外国語科のノウハウを普通科に継承していくという考え方で学科編成が動いてきているとも思います。そのことと併せて、ArtsSTEMに向かっていく一条高校の取組の進捗状況について、教科書採択やこういう教材使用申請時に見える一面だけではなく、適宜教えていただければありがたいと思いつながら、今日の説明を聞かせていただいております。説明では多少普通科についても触れてはいただいたんですけども、どうぞよろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>他にございませんでしょうか。まさに両委員がおっしゃったことは、一条高校の学科再編のときにも十分議論したところです。学校にご意見を伝え、さらに議論していただきたいと思います。</p> <p>それではご意見がないようですので、議案第30号「令和8年度奈良市立</p>

	<p>学校の教材使用の承認について」、採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は原案どおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に議案第 31 号「済美幼稚園の土地、建物、工作物及び旧明治幼稚園の土地の用途廃止について」、幼保こども園課長より説明願います。</p>
幼保こども園課長	<p>済美幼稚園につきましては、令和 8 年 3 月 31 日をもちまして市立幼稚園としての役目を終え、同年 4 月から幼保連携型認定こども園として学校法人西大寺学園に民間移管をするものでございます。民間移管に伴いまして、土地は無償貸与、建物及び工作物は無償譲渡の予定でございますので、教育財産の用途廃止を行うものでございます。</p> <p>続きまして、旧明治幼稚園につきましては、令和 5 年 4 月に、公私連携幼保連携型認定こども園明治わらべこども園として民間移管を行いました。民間移管前の令和 4 年 11 月に、幼稚園の土地の用途廃止の議決をいただいておりますが、複雑な地形であったことから、民間移管後に、現況に合わせる形で、隣接する学校敷地との分筆を行い、土地を整理いたしました。この分筆した土地につきましては、教育財産の用途廃止を行うものでございます。</p> <p>ご説明は以上になります。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。それではこの件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。それではご意見がないようですので、議案第 31 号「済美幼稚園の土地、建物、工作物及び旧明治幼稚園の土地の用途廃止について」採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は原案どおり可決することに決定をいたしました。</p> <p>それでは次は、協議事項でございます。今月の協議事項のテーマは、「業務量管理・健康確保措置実施計画（働き方改革実施計画）について」でございます。今が 10 時 20 分少し前ですので、このまま 11 時を目途に協議をしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは初めに、事務局の教職員課より説明をお願いします。</p>

おはようございます。それでは業務量管理・健康確保措置実施計画（働き方改革実施計画）の、今日は素案についてご覧いただき、ご協議をお願いしたいと考えております。

まずこの計画ですけれども、令和7年6月11日に、給特法等改正法とよく言われる、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が成立いたしまして、教育委員会に対して、学校における働き方改革に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定と公表が義務づけられました。施行日は令和8年4月1日となっており、この計画も同日付けで公表する必要があります。奈良市教育委員会におきましても、令和8年4月公表に向けて、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定を進めているところです。

本日は教員の働き方改革推進室を中心に作成しております素案に対してご意見をいただきますが、その後の日程といたしましては、さらに検討を進めたいと、3月中に総合教育会議の議題とさせていただき、その後、教育委員会の議決をもって策定するという流れで考えております。お手元に資料としてお配りしております素案の内容について簡単ですがご説明申し上げます。

まず初めに、計画の趣旨と本市の現状を述べております。令和7年度までに実施した様々な取組のうち、代表的なものではスクール・サポート・スタッフの配置ですとか、そういったものがございますけれども、これらの取組によって教員の時間外在校等時間は徐々に減少しております。ただ、もう一つの課題として、休憩時間の取得状況については、教員アンケートにおいて70%強が「実際にはほとんど休憩できていない」と回答している状況が数年来続いているところでございます。この課題や要因について、校種ごとに若干の違いがございますので、校種ごとに分けて記載させていただいております。

続きまして、目標です。資料の6ページになりますけれども、これらの現状を踏まえたうえで、教員の時間外在校等時間の縮減と休憩時間の取得促進を進めるための目標を設定しております。こちらは、時間外在校等時間の上限を月平均30時間までに削減し、可能であれば1か月の時間外在校等時間が45時間以下の教員の割合を100%にして、80時間超の教員を0にしていこうというところです。休憩時間取得促進に関しましては、休憩を取るか取らないかの前段にある、休憩の取れる環境作りを図るところで、授業持ち時間を減らすのが一番直接的なお話になりますので、授業持ち時間を減らすことを一旦目標として立てております。3つ目の、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標については、実は国からは、可能な限り地方公共団体の実情に応じて設定することとされており、この目標を設定すべきかどうかについてもご意見をいただけたらと考えております。

計画期間につきましては、国が、時間外在校等時間を平均30時間程度に

削減するのを令和 11 年度までの目標としております。これに合わせ、計画期間も令和 8 年度から令和 11 年度の 4 か年ということで考えております。ただし、計画内容については、今書いてあるもので固定ではなく、毎年度進捗状況を見直す際に事業内容等も見直していくことを考えております。

7 ページからは重点事業となります。重点事業につきましては、まず令和 8 年度から取り組むことがほぼ確定している事業を挙げております。文部科学省は、3 分類 19 項目でいろいろやるべきことを挙げておりますが、それを網羅しているわけではございませんので、一旦いくつか重点事業を挙げつつ、今後学校現場と積極的に意見交換しながら、より効果的な取組というのを見出していき、事業として具体化できたものから、計画見直しの際に順次盛り込んでいくことを考えております。

最後のページには、関連する取組、今後のフォローアップということで、毎年度市ホームページで進捗状況の報告をすること、総合教育会議や定例教育委員会で報告していくこと、学校からの意見を随時受け付けることなどを挙げさせていただいております。

以前教育委員の皆様にお渡しした資料から 1 点変更があり、8 ページの重点取組の各校種共通の部分です。(4) の下から 2 番目に、「全市立学校の電話受付時間を教員の勤務時間内とし、勤務時間を明確化する」という項目を追加しているところが変更点となります。これにつきましては、実際に今年の 1 月から取組として始めているところですが、電話の受付時間を、原則教員の始業時間と終業時間に合わせるという形で、それ以外の時間はさくら連絡網等別の手段でのご連絡を受け付ける形にさせていただいております。

簡単になりましたけれども、素案の内容としては以上となります。事業の取組内容のご意見や指標に関してのご意見等をいただけましたらと思います。ご協議よろしく願いいたします。

教 育 長

担当課より、業務量管理・健康確保措置実施計画の素案について説明をいただきました。説明がありましたとおり、教員の時間外在校等の時間については小・中学校ともに一定減少が見られるものの、教員が休息時間を十分に取得できていない状況が続いています。これは、本市に限らず全国的にも大きな課題であろうと思います。今回の素案では、校内サポートルームの設置のように、主な目的は教育内容の充実ですが、結果的に教員の負担軽減につながるものも、積極的に重点事業として取り上げていこうと考えております。これにとどまらず、教員の空き時間を創出して子どもたちと向き合う時間の確保や休憩時間の取得につながる取組について、ご意見をいただければと思っています。

加えまして、説明にもありましたように、目標設定については可能な限り地方公共団体の実情に応じて設定するとされているということでございます。ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を奈良市とし

て設定するかどうか、また、各重点事業の効果をどのように測っていくのかについても、ご意見をお伺いできたらと思っております。

限られた時間でございますので、事前にもご説明した中で、それぞれご意見をいただければと思っております。全体を通じてでも、今申し上げた中身でも結構でございますので、新井委員からお願いします。

新井委員

基本的には業務時間を短縮するとか業務を効率化するということで、長時間労働にならないように気を遣われて計画を立てられているのだろうと思っております。指標として、時間外在校等時間が45時間以下の教員の割合とか、休憩の時間の取得に向けた持ち時間について分かりやすい数値目標が出ているということで、大変結構かと思えます。

ただ、ここの計画で書く内容かどうか分からないんですけども、そもそも、なぜ労働時間をこちらが気を遣ってうまく調整しないといけないのかというところですか。元々の原因が何か、政府で議論されているのならそれをそのまま採用すればいいんですけど、例えば、教員がメンタルヘル스에支障があって欠勤をするようになったとか、ハラスメントが校内で起きているとか、そういったものの原因が、結局は職場のストレスに起因していることも考えられます。そうすると、まずはそういった現状があって、それを軽減したいから、原因の一つとして考えられる長時間労働やその他のストレスを軽減していくという論理だと思います。そのため本当は、まず根本的に何を解決したいのかというところがこの文章内で述べられている方がよいと思います。一つの解決手段として、業務時間に対して計画上しっかりモニタリングしていく、という書き方になっているとよいかと思いました。

そういう意味では、協議事項で全部データが出てくるわけではないと思うんですけども、まずその背景的なところと最終目標をどう結びつけるかというところについて、何か考えられていることがあれば、教えていただきたいと思えます。

教職員課長

背景と最終目標ですけれども、教員の働き方について今おっしゃっていたような、メンタルヘルスの不調等が職場のストレスに起因するという考え方もあると思うんですけども、一つ大きなところで、時間外労働に対する対価をきちんと払う仕組みになっていない教員の働き方の実態があります。給特法の定めるところですが、昔の時間外勤務の状況に合わせて給料の設定がされているので、今の教員が45時間、人によっては80時間も時間外に働いていることについて、実際には何ら対価がない状態です。それは、実際に必要な仕事の部分もなくはないと思うんですけども、きちんとやってもらわないといけないことをやったうえできちんと対価を払っているかということ、そうではない仕組みもあるということです。まず仕組みとしてきちんと作っていかねばなりません。本人のやる気だけで

時間の上限もなく働いていた状態の働き方を是正していく必要があると  
考えています。

その中で、自己研鑽という分かりにくい概念で整理されていた部分もあ  
りますので、教員の皆様に労働時間という概念を理解していただいたう  
えで、「ここまでは仕事、ここまでは自分の研究」といったことも意識しな  
がら、学校の仕事としては45時間以内であるとか、そういった形の切り分  
けもしていく必要があるかと思えます。

あとは、休憩時間については、労働基準法では労働時間に合わせて取ら  
ないといけないものが、学校特有の事情で取れないというのがあるのでし  
たら、雇用主としてはその解消はしないといけないということがございま  
す。健康で、納得して、子どものための仕事をきちんとできる状態に持  
っていくというところの前段で、この働き方改革の実施計画があるという  
認識です。あまり壮大な最終目標の形にはならないんですけども、そう  
いった意味で計画の名前にも「健康確保措置」というところも入っており  
ますし、過労死などにつながらないようにきちんと労働時間を制限して、  
休憩時間も取れるという状態を、教育の質を維持しながらやっていくと  
いうことになってこようかと思っております。

新井委員

ありがとうございます。今の話を聞くと、抱えている問題というのは、  
そもそもやらないといけない業務に対して人が足りていないという実態で  
す。実質、今配置されている教員について、「その人×業務できる時間」と  
いう計算を適法でやろうとすると、溢れている状態というのが現状として  
あるということです。本来、必要な業務量がちゃんと計算できたうえで、  
それに対して配置されている教員ではそもそも根本的に無理であるとい  
うところをしっかりと進めなければなりません。そのうえで、それをちゃんと  
今いる配置された教員でできるように業務を減らすのか、その業務は減ら  
せないから人を増やすのかという話まで踏み込まないと、つじつまが合わ  
ないと思います。そのあたりはこの教育委員会の中で、そういう見積もり  
が出ていることを踏まえて計画を立てる必要があるかと思えます。

自己研鑽についても、課長のおっしゃるとおり、自己研鑽を業務に含め  
ていると無限に時間が膨らんで、その計算の精度がどんどん落ちてしま  
います。必要な業務量と人的リソースのバランスを見たときに、そういつ  
た自己研鑽に時間を使われると全然計算が合わなくなります。これはどう  
しても監督側からすると、ちゃんと切り分けられないといけないのはおっ  
しゃるとおりだと思うので、どんなものを自己研鑽と言うのかというのを  
しっかりと定義して示さなければならないと思いました。やりたい方から  
すると、自己研鑽の時間を削減することは、業務と職に対するモチベー  
ションの著しい低下の原因となります。どういう形で自己研鑽の機会を提  
供するかというところは示さないといけないと思います。計画としてはどう  
書くのか分からないですけど、学校という物理的な空間の中で自己研鑽をし

たい、する必要があるというのがあって、それに対して業務と切り分けて施設を使う時間を持たせてもらえるのかどうか等を、しっかり定義されるとよいと思います。

僕は大学教員として裁量労働で働いているんですけど、深夜 10 時から朝 5 時か 6 時の間は、基本的には無断で構内にいるのは違法で、事前に申請しないと、その場にいることもできない状態です。国立大学は結構、そのあたりの法律に基づいて、「施設を利用すること＝業務」という考えをベースに置いてしまっているのが覆らないんですけど、見ていると私立大学は結構、施設を自己研鑽の場として利用して構わないと定義しているケースもあります。授業や研究、学生の指導をしている時間は業務として発生していて、深夜勤務とか休日の時間は業務としてはみなさないんですけど、「こちらの方から費用は負担するけれども業務ではない自己研鑽の時間として設備を利用してよい」という取決めがあって、うまく活用されているということです。なので、自己研鑽をしたいときに何が必要なのか、もう少し教員から拾って、それができる形になっていると、業務時間の削減も、満足する自己研鑽の時間の確保も両立するのではないかと思います。以上です。

教 育 長

ありがとうございます。それでは続いて、梅田委員お願いします。

梅 田 委 員

改めてではあるんですけども、義務教育諸学校等の教育職員に対しての給特法改正という、働き方改革を考えていった時の趣旨をもう一度きちんと確認をしなければと思っています。そこを読み解いて中身を抜粋していくと、勤務状況を改善して健康な状態で自ら学ぶ時間を確保する。そして、専門性を最大限に発揮して生き生きと児童生徒等への教育に邁進できるようにするという、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立によって、結果、より良い教育を行うというところに趣旨があるという旨の記述がありました。

この素案そのものとは少し違う話になるかもしれませんが、この業務量管理・健康確保措置実施計画を出していくときには、具体的な内容を市から各学校に下ろし、各学校においてまた教職員に下ろしていくという動きになると思います。その段階において、各校においてもこの両面を常に意識しながら進めていくことが必要ではないかと思います。結果としてより良い教育の実践につなげていけるように、この両面をしっかりと進めるのだということを常に確認していくことが大切ではないかと思います。

挙げてくださっている重点取組について、それぞれの校種に対しての重点取組はもちろん是非進めていただきたいところでもありますが、ここに述べてあることからもう一つ砕いて、一つ一つの取組を具体的に進める際にどのように進めるかということが、大切ではないかと思います。例えば、教科担任制であっても、どの教科で行うかを決めていく際に、そ

こにいる教員の得意な教科によって決定することもあるかもしれません。ですが、全国で既に教科担任制を実施して、その効果検証なども行われている事例はたくさんあるわけですから、可能であれば、どの教科を行うことによって業務改善と教育的効果があったのかということ参考にし、両面ともに、総じてより良い教育を行うことにつながっていくような取り組み方をしていくことが大切ではないかと思えます。

共通の項目の中にある(2)や(3)の、学校では対応が困難な事案への支援体制の構築や、支援が必要な児童生徒や家庭の対応については、チーム学校の体制をどのように考えてしっかり充実させていくかということではないかと思えます。これは、国が整理した3分類の中でも、学校以外が担うべき業務として挙げられている中身ではありますが、現在の学校の現状を踏まえて、学校としてどんな専門性が必要なのか具体的に考えるとともに、受け皿となる学校においてどのような受け皿があることによって効果的な体制となりうるのかという、その両面を考えていくことが大切かと思えます。

このような形で重点取組を挙げて取り組んでいくということ。ただ、人の配置や予算措置だけで止まることなく、その一歩先まで考えた展開が今後の取組としてつながっていくことが、より必要ではないかと思えます。進捗を確認しつつ見直していくという説明もありましたけど、そういう視点を大切にしていきたいと思っております。そんな中で、指標として入れるべきかどうなのかというお話もあった「時間的・精神的な辛さはそれほどなく、やりがいを感じる教員の割合」ですが、数値的にここを出していくことの難しさもあるかと思えます。アンケートで数値を出すことも考えられるでしょうし、アンケートだけではなく何人かの教員に聴き取りを行うことによって分析していくことも一つの方法であり、そのように指標となる数字を出していくことの可能性もあるのではないかと思えます。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。続いて、柳澤委員お願いします。

柳 澤 委 員

新井委員と梅田委員とは別の言い方になってしまうかもしれないのですが、梅田委員が最後におっしゃったところと言うと、そのアンケートに印象的な結果としてどう踏み込むかというところは、恐らくなかなか数値としては馴染まない部分だという考え方もあると思えます。丁寧にフォローして、個別インタビューを毎年20人ずつ積み重ねという方法もあるんですけど、これはむしろ、結果として4年後に積み上がっていましたという捉え方をしたほうがよいのではないかと。アンケートに入っているいいんですけど、無理にワーク・ライフ・バランスに踏み込んで目標値になるのかということ、なかなか無理やりという雰囲気は否めないなので、どうかと思いました。

それから、最初に説明があったことですが、これは4年間の計画ですので、途中、例えば2年やった時点で中間見直しはするのか、しないのか。そうしないと、4年経って初めて振り返って、何も進捗がなかったということではいけないので、ここはフォローアップをどうするかというのが課題だと受け止めました。

新井委員からご発言のあった、教員に裁量労働的意味合いがあるのではないかということについて、小学校・中学校・高等学校で若干裁量性の範囲が変わりますし、日本の教師像はそこまで一気に進んでいません。それに文科省が行政主導で、今回もですが法令に基づいているので、全く変なことをやっているということはありません。ですが、箸の上げ下ろしとは言いませんけれども、これをいついつまでにやりなさいとなると、本質論が抜けてしまいます。その本質は、今梅田委員がおっしゃった、何のためにこれをやるのかということのうちの柱、学びの質の改善が伴っていないといけません。学びの質の向上のためには、先生方の授業や子どもたちを見られる時間を増やすというのが一つの手なんですけど、そこが深まるような仕組みを目指すということになります。

ただ、この発想が逆で、勤務時間をどうやって縮めるかという考え方は、健康のためには当然のことなんですけど、教員養成に関わった立場からすると方向性が逆転しており、こちらからくるのかという気がしてしまいました。率直な感想で、意見とまではいかないんですが、梅田委員がおっしゃった、校長先生を通じて先生方にこれを具体的に示したときに、先生方はどう受け止めるかということだと思っんです。これが、子どもたちの学びに積極的に教師がぐっと入り込んで広げていくというふうにつまえるのか。ここの時間はカットして、というのは、ストレートに申し上げると、しっかり教育長の談話などで積極的に落とし込んでいくスタンスが必要ではないかと思いました。現場の教員の立場を私は知らないんですけど、想像です。

例えば、梅田委員がおっしゃったように、教科担任制なりチーム担任制で、実際に半年から1年かけてこの案をお作りになった過程で、様々な情報を組み込んでいたと思うんですけど、例えば過小規模校、小規模校、中規模校、過大規模校それぞれのケースでシミュレーションをして、実際に教科担任制ができるのか、できないのか。1学年2クラス、全学年で6学級編成の場合どうするのかというところで、当該校に勤務している先生方から見ると、どこでどうできるのかという議論になります。「できる」「できない」「できるためには1人加配が必要」というようなシミュレーションはしていますか。加配も、梅田委員がおっしゃったように既に先例としていくつか実践例があるので、地域に1人の先生をつけてその人は3校程度を受け持って教科を分担するとか、そのあたりの仕組みまで深く読み込んでください。案として表に出るのはこれだけなんですけど、その裏に、原稿用紙数十ページ分の蓄積データがあるのかどうか、お聞かせいただけたらと

思います。

それから教科担任制について、これは、私も高学年だったらそうだろうと思っていますが、教員養成に携わった観点からいうと、全教科を担当するのが小学校教員だということです。今に至るまで数十年にわたってその形でやってきたので、ここはカルチャーショックが先生方にとってどうか。現場の先生方の5年、10年、15年育ちの中で、実際に大学で教えてもらったのは、全教科担任制なんです。せいぜい8単位で理科を全部やるというのは無理な話がありますが、それは教員免許法の関係で置いておくとしても、教科担任制に踏み込む、踏み込まないはかなり大きな問題です。今はじわじわとやっていて、例えば英語ですね。今まで小学校の教員には課せられていませんでしたから、まず英語で専門の教員が入り、そこに理科等が続いているんですが、ここは教員養成大学の方からはっきり発信するのか、実際に学校教育を担っている教育委員会の方から、むしろ教科担任制が良いと主張するのか。ここは大きなスタンスの違いがあります。

私はもう現実には、小学校の先生方が教科担任制を望んでおられるというエビデンスがあるのなら、積極的に、文科省が提示しているラインよりもっとずっと先まで進めてしまってもよいのではないかと思っています。つまり、どこまで現場の先生方がこの重点取組に実現可能性を見出すかというところが、この表現だけではなかなか読み取れません。しかし、例えばチーム担任制や教科担任制を導入したいと相談に来られたときに、指導主事が「あなたの学校でできます」とコンサル業務みたいにある程度答えていただく責任が、計画を立てる段階で、4年後を見通したときにどこまでできるか。このレンジ、ステップは確実に押さえていただきたいという趣旨です。

もう少しプラスアルファで言うと、もう既にデータをお持ちだと思うんですけど、小学校教員で中学校教員の教科専門の免許を持っている人の割合が、恐らくは全国平均で5割から6割ぐらいというデータが出ているようです。そうするとむしろ、小中一貫教育を全学区でやるとなれば、中学校教員が校区の小学校の教科担任として指導に行く代わりに、中学校での持ち時間は減らすことになるかならないかは分からないんですけど、そのようなやり方で多様な展開方法があると思います。

ここに書かれていないですけど、実際には実施拡大をする、導入支援をするときに具体的な支援体制としてどこまでできるかという段取りを、計画段階ではっきり決めておくとうよいと思います。教育委員会サイドでそれをするのは、教職員課ではなくて学校教育課あるいは教育政策課だと思うんですけど、例えば大学で言うと、毎年、どこまでできるかというのを全員共通理解のうえでいきたいと思います。教育委員会でのようにいきたいと思います。学校の方で、さてどうしようということになるので、そこはしっかり、数値的なものでもいいんですけど目標を立てて、支援の時に具体的に先生方の共感と理解が得られるような形で進めていただ

きたいと思います。

最初の言い方で言うとやはり、結果として業務時間の削減になりました、子どもたちの学びは大きく成長しました、という成果が出てくるようなことだと思っています。梅田委員も、常にそれは両輪に必ず置いてしっかり見極めながら進めないといけないとおっしゃったんですが、これだけでその教育の質が向上されるのかという視点は、どういう立場でもしっかり持っていただきたいと思いました。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。それでは、川村委員お願いします。

川 村 委 員

私の活動は他の委員の皆さんとは違う部分があり、学校現場に図書ボランティア、学習ボランティアとして日々出向かせていただいております。その活動で教育現場をお手伝いする中で、学校の先生方、子どもたちの様子を見て感じたことを、お伝えさせてもらおうと思います。

今日は17日で、奈良市子ども安全の日であります。毎月この日は小学校の門に立たせてもらって、挨拶運動をしております。子どもたちは本当に元気で、幟を持って立っていると、近寄ってきて「おはようございます」と言ってくれる子が本当にたくさんいます。また、先週から小学校の委員会活動で挨拶運動をスタートさせているようで、その子どもたちと一緒に並んで30分ほど立ってまいりました。朝から元気をもらった時間でした。そんな中で感じるのは、小学校では職員室の雰囲気がとても明るいことです。先生たちに活気があって、挨拶が飛び交います。子どもたちもちろんですけど、地域住民としては応援したくなり、一緒に子どもの成長を支えようと思わせる魅力があります。

校長から、今年の道徳の授業を、担任ではない教員が順番に指導していると伺いました。これは教員の空き時間確保にもつながることだと思うんですけど、道徳の教科書に良い教材が揃っているということもあり、助けられているということです。また、児童が担任以外の教員との対話の場が増えたことで、困りごとや悩みごとを担任以外にも相談できるという環境ができた他、教員も自分の担任ではなく学年全体の児童に関わることになって、何気ない会話からちょっとした変化に気付くことができたり、何かしらの案件が出た場合には教員全員で情報共有して、早めの対応ができたりしているという報告を、先日会議で受けております。

中学校にも出向きますが、中学生となると多感な時であり思春期で、大人びている反面、中身は子どもだなと思います。そういった生徒と向き合っていて、大人へと成長していく時期を支えている教員の姿がたくさんあります。また、中学校は今後、部活動の地域移行によって生まれる時間があります。これは、より良い学び、授業の準備に使うことはもちろんですけど、生徒の内面に寄り添う時間になるはずだとも思っています。中学生は

特に、進路や将来のこと、友達関係や家庭環境など、本当に悩みが多様化しています。以前から申し上げていますが、教員というのは、生徒の悩みや相談に対して最初の窓口になる重要なポジションだと思っています。初期対応という言葉もよく出ますが、生徒の言葉を丁寧に聞いて、適切な指導や支援ができること。これは管理職だけではなく、教員全員が専門性を高めることが必要だと思います。

素案の中に「段階的に関与する体制」という言葉がありましたけど、まずは学校内で情報を共有して助け合う体制を作っていただいて、次の窓口や専門家につなげられる基盤を作ること。これが「段階的に関与する体制」のあるべき姿だと思っています。これまで資料を見させていただき、また会議の場でも奈良市は様々なことを積み重ねてきましたが、その多くのことから、今回の計画では何を指すのか。先ほど新井委員からは最終目標という言葉もありましたし、柳澤委員からは、どんな形でというお話も聞かせてもらいましたが、やはり目標とする数字を羅列するだけでは、教員の理解、納得感、そしてワクワク感は生まれまいだろうと感じながら読ませていただきました。

現在、教員は本来の仕事ではない業務に多くの時間が費やされていることもあります。ただ、小学生、中学生の間に成功や失敗という経験を経験することも、とても大切なことであって、学校は、子どもが失敗できる場所、成長を支える場所だと信じています。悩んで考えて、人と関わる力を育てていく場所が学校であり、そこに子どもが内省して、成長を支えて時間をかけて、それを見守って醸成していくというのは、もちろん授業の確立という教員の仕事と同列で、教員でなければできない仕事だと思っています。しかしながら今は、失敗が許されないというか、急ぎ立てられるように結果を求められている風潮を感じます。結果を出すことは教員の本来の仕事でも責任でもないはずであって、この計画ではその線引きを言葉で載せていただきたいと思っています。本来の仕事に専念できる環境を整えていく、教員の納得感につながる言葉。それが、先ほど出たワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標に関わってくるのかも分からないですけど、そういった言葉がここには入っていないので、載せていただきたいと思います。

あと、「働いて、働いて、働いて」という言葉が一時流行りましたけど、これからの教員というのは、学びたくなる授業を作って、多様化する子どもよりどころとして、知識を広めて深めることに時間を確保すること。そして教員の専門性を磨き続けていただくことが、これからもっと求められていくと思うんです。ただ、その時間をどう確保するかというのはやはり難しいんだなと思いつつ、委員の皆さんの話を伺っていました。でもやはり、そういった専門性を磨いている教員の姿を保護者や地域に見せていただいて、お互いの立場を理解するきっかけとか道筋を作り、その先に「開かれた学校」というものがあるんだろうと思います。先ほど柳澤

委員がおっしゃった「良い計画」というのは、組織全体が方針を理解して、未来のあるべき姿というものから逆算した計画だということを聞いたことがあります。未来のあるべき姿、それはやはり、現場の教員の声をしっかり吸い上げていただいて、良い計画になるように取りまとめていくことだと思っています。

あと、未来のあるべき姿という言葉を出した手前、考えるのは、例えば、部活動の地域移行のタイミングでもありますので、小学校と中学校が連携した内容の授業や活動ができれば望ましいと思っています。空き時間を使って小学校に中学校の先生が授業に出向いたりとか、6年生を中学校に招いた授業であったり、生徒会活動であったり、そんなものを組み込んでいただけたら楽しいだろうと思います。あとは、5、6年生の先生は特に仕事量が多いと思っています。野外活動や修学旅行、委員会活動もありますが、それを小中連携で賄うことも可能ではないかと思っています。また、中学校と同じように、高学年には副担任または学年主任などを設けてもよいのではないかと思っています。

それと、教員の健康面、ストレス軽減です。休職される先生方の数を減らすためにも、ストレスチェック以外にも定期的な健康診断などもゆくゆくは取り組んでいただけたらと思っています。予算をしっかりと確保していただいて、先生方が楽しめる計画にしていきたいと思っています。以上です。

教 育 長

ありがとうございました。各委員から、実施計画案についてその方向性と示し方等についてもご意見をいただきました。このことは県や全国の会議においても随分多く取り挙げられています。国においても当初は、梅田委員や柳澤委員からもありましたとおり、いかに教育課程のスリム化を図り、そして教員の業務を減らして教育の質を上げるかという議論がありました。

それに対してここ数年というか、教員はやたら忙しすぎるというような、ブラック職場的な部分だけが全面に出てきました。そこから国の資料も、「厳しい勤務実態がある教員」「教員の働き方への不安」というような資料が全面に出てきて、要は、教員の採用の倍率がすごく低下していることも、非常に教育の質を下げることに結びついているとしています。平成12年は教員の倍率は平均12倍あったのが、国の資料によると令和6年は2.2倍と、都道府県によっては1.1倍、1を切る実態があります。現状の教師の働き方については、これから就職しようとする学生からの不安や、先生方自身の声もあり、国のアンケートでは、「休日の出勤や長時間労働のイメージがある」という回答が80%とのことでした。

一方、教職員の精神疾患による休職者の数の推移についても、令和元年は正規の教員全体に占める休職者の割合が0.6%であったところ、令和5年は全体に占める割合が0.7%であり、毎年、精神疾患で休む先生の数が増え

ているということが全面的に報道されてきました。

今、教員の働き方改革を本市でも進めていることを地域や保護者にも機会あるごとに説明をしています。国が示すいわゆる3分類のとおり、「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画すべき業務」、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」についてですが、ある面、「ここは、教師は担いません」「ここは、今まで教師がしていましたけどこれからは地域や保護者をお願いします」ということになります。教員の業務の軽減ばかりが進められている印象となり、「この改革が子どもたちの教育の質をしっかりと上げるので、皆さんも総がかりで子どもたちの教育のために、先生方が全部担っていたところを助けていただくことで、子どもたちに還元できて良い教育ができます」という説明になかなかないことが課題です。事に当たっては、地域の方から「今まで一緒にやってきたことをやめてそれを地域に丸投げするのか」という厳しいお声をお聞きすることもあります。こうした疑問に対するしっかりした説明が、国も事務局も十分ではないのかとも思います。実施計画を出すに当たっては、委員の皆様からもあったように、働きがい、働きやすさを推進することが子どもたちへの良い教育を実現していくということも、しっかり示していかないとけないと思っています。

また、教員の働き方改革ということで軽減負担の策ばかりを示すだけではなく、教員が本来すべきことをもう一度整理していくことが必要です。よく「教材研究をする時間がない」と言いますが、そもそも、教材研究というのは絶対に教員がしっかりとやるべき仕事です。その時間を見出すことができないなら勤務時間外でもやるしかないとの議論にはならないと思います。今ご意見があったように学校現場の教員の理解や意見も取り入れながら、今後進めていきたいと思っています。

また、実施計画の見直しについては、これを4年間やり通すということではなく、ご意見のあったように、柔軟に見直してやっていきたいと思っています。今日いただいたご意見を事務局でまとめながら、柳澤委員からもありましたように、教育委員会として方向性をメッセージとして示すなど、しっかり進めていきたいと思っています。今日は本当に様々な角度からご意見をいただきました。このことについては引き続き議論を進めますが、3月には一定の結論を出していただいて、4月1日からこの実施計画を示さなければなりませんので、またご報告し、ご了解を得て議決を得るという方向で進めさせていただきます。それでは協議を終わらせていただきます。

非公開案件

この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び奈良市教育委員会会議規則第5条の2の規定により非公開とする。

教育総務課長  
子ども政策課長

教育長報告（1）「令和8年3月補正予算要求額について」、教育総務課長、子ども政策課長より概要説明。

本件については、了承した。

教育総務課長  
子ども政策課長

教育長報告（2）「令和8年度予算要求額について」、教育総務課長、子ども政策課長より概要説明。

本件については、了承した。

医療政策課長

教育長報告（4）「奈良市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、医療政策課長より概要説明。

本件については、了承した。

いじめ防止生徒指導課長

その他報告事項（1）「奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。

本件については、報告を受けた。

教 育 長

これで本日の全ての案件は終了いたしました。  
それではこれもちまして、本日の教育委員会を閉会といたします。